

地域に密着した医療を展開

市立病院

問合せ 笠間市立病院

笠間市中央1-2-24 ☎0296-77-0034



病院の理念

- 1 市の病院として、地域に密着した医療を実践します。特に高齢者の方々が安心してかけられる病院を目指します。
- 2 在宅医療を重視し、訪問診療を積極的に行い、自分の家で生活を続けたい気持ちを大事にします。
- 3 かかりつけ患者の夜間・休日の急変には、まず当院で対応し、より高度な医療が必要であれば適切な病院を紹介します。
- 4 患者の病態に応じて、必要かつ十分な投薬・検査を行うため、納得していただける説明を行います。
- 5 医療事故を無くすため、各職員が些細な変化も見逃さないように気を付け、きめ細かなサービスを行います。

案内図



【診療科目】

内科・外科・皮膚科・小児科

※皮膚科は、第1・3・5火曜日・毎週木曜日(いずれも午前のみ)

【外来受付時間】

午前8時30分～11時 午後1時～4時

※土・日曜日、祝日は休診です。

豊かな自然環境を未来に引き継ぐために

私たちの生活は便利で豊かになってきましたが、その反面、資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄が環境にさまざまな悪影響を与え、自然生態系や人体への影響までもが懸念されています。私たちが、健康で安全、文化的な生活を営むとともに、次代にこの恵みを引き継ぐために、人と自然が共生できるまち、やすらぎやゆとりが感じられるまちをつくり上げなければなりません。市では、良好な環境づくりへの取り組みのため、笠間市環境基本条例を制定しました。

笠間市環境基本条例を制定

基本理念

- 1 現在および将来の市民が健全で豊かな恵みを受ける健康で文化的な生活
- 2 人と自然が共生できる恵み豊かな環境の確保および自然環境を活用保全した環境負荷の少ない循環型社会
- 3 市民、事業者、市および滞在者の公平な役割分担と責務
- 4 豊かな自然、歴史、文化などの保全と新たな地域環境の創造と未来への継承
- 5 市民、市および事業者の地球環境保全の推進

これから、笠間市環境基本計画を作り、市民、事業者、市がともに目指す「環境目標」を皆さんと作っていきます。

問合せ 環境保全課(内線125)

環境基本計画の策定スケジュール

H.18年度

市内の基礎調査

H.19年度

笠間市環境基本計画策定